

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

示 健康保険法による保険医療機関の指定
保安林の指定解除
土地改良区の定款の変更の認可
道路の位置の指定

◇公安告示 道路交通法による聴聞の実施
◇雑 報 鳥取食糧事務所管内の出張所の位置等の変更

名	称	所	在	地	診	療	科	名	開設者氏名	指	定	年	月	日	採用点数表		
立川眼科耳鼻咽喉科診療所		境港市上道町下無頭一六六二			眼科、耳鼻咽喉科、気管食道科			立川多寿子	昭和四十一年五月二十八日	乙表	点数表						
鳥取赤十字病院		鳥取市尚徳町一の一七			内科、外科、眼科、小児科、 整形外科、耳鼻咽喉科、皮膚 泌尿器科、産婦人科、放射線 科、歯科			鳥取支那長 石坂 二朗	六月 一日	甲表	点数表						
馬淵医院		西町一九五			内科、小児科			馬淵 節雄							乙表	点数表	
労働福祉事業団山陰労災病院		米子市楠生一四八〇			眼科、耳鼻咽喉科、内科、外 科、整形外科、皮膚泌尿器科、 理学療法科			石西 道							甲表	点数表	
医療法人同愛会博愛病院		加茂町一の一			内科、外科、小児科、産婦人 科			理事 長 庄司 保親									
医療法人共済会清水整形外科病院		倉吉市宮川町一二九			整形外科、理学療法科			清水 正章									
タナカ歯科医院		鳥取市川外大工町一五の二			歯科			田中 隆正							一日	歯科	点数表

告 示

鳥取県告示第三百八号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に
より、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関
及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭
和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。
昭和四十一年六月十四日
鳥取県知事 石 破 二 朗

宇東掘田三〇六番地先から三
〇三番地先まで 道路敷 一七八・四八 道路敷
西掘田三三〇番地先まで 水路敷 四七・八一 水路敷
鳥取県告示第三百五号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示す
る。
その関係図面は、昭和四十一年六月十日から二週間鳥取県土木部道路課
において一般の縦覧に供する。

頁	行	施行期日前
一	上段 六	(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号) 鳥取県告示第三百五号 鳥取県告示第三百五号
六	第三号様式その五(裏面)中	(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号) 鳥取県告示第三百五号 鳥取県告示第三百五号
十一	第二十三号の二様式中	(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号) 鳥取県告示第三百五号 鳥取県告示第三百五号
十五	下段 一	(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号) 鳥取県告示第三百五号 鳥取県告示第三百五号

昭和四十一年六月十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の 種類	路線名	区	間	変更前 の幅員 メートル	変更後 の幅員 メートル
県道	谷部家	八頭郡郡家町大字大坪字上小 路九十一番ノ二の地先		七・四 七・四 七・四	七・四 七・四 七・四

正 誤

昭和四十一年四月一日付け鳥取県条例第十三号中次の箇所にかつたので、訂正する。

林 南科医院
平田南科医院
立川町一の一〇九 南科
米子市錦町二の一六七

鳥取県告示第三百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十一年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所
岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、米子市四ヶ村堰土地改良区の定款の変更を昭和四十一年六月九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

林 寛
平田 志郎
八日

鳥取県告示第三百十一号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年六月八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十一年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

鳥取市吉方三	鳥取市立川町五丁目二三七番の一部	幅員 四メートル
一八番地	五五番の一部	延長 四メートル
松本 勇雄	五四番二の一	延長 二六八・六メートル
	二三八番四の一	
	二三八番二の一	
	二二九番の一	
	五四番二一先水路	

鳥取県告示第三百十二号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年六月八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十一年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

鳥取市御弓町	鳥取市卯垣一一六番一の一部	幅員 四メートル
五四番地一		延長 六五・四メートル
奥山 峯雄		

鳥取県告示第三百十三号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年六月八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十一年六月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長

鳥取市新治	鳥取市新物師町二四番一の一	幅員 八メートル
町一四三番地	五番二の一	延長 三七・八メートル
早川 誠次	四番三の一	延長 六七・八メートル
	四番四の一	延長 五六・二メートル

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十一年六月十四日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

鳥取県公安委員会告示第二十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十一年六月十四日

- 1 鳥取市湖山町一一四二 河西 常秋
- 2 鳥取市今町 安富アパート内 西村 道夫
- 3 鳥取市南隈六一 村川 道夫
- 4 鳥取市行徳七一の七 谷口 頼雄
- 5 鳥取市宮長一五の二 中井 寛一
- 6 鳥取市大森五区一一四 石井 寛一
- 7 鳥取市川下町五七 生石 二郎
- 8 鳥取市湖山町五五八 浦口 茂美
- 9 鳥取市行徳一八四の二 上住 藤一
- 10 鳥取市長柄二五五の一 藤原 弘

鳥取県公安委員会告示第二十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第四百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十一年六月十四日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所
昭和四十一年六月二十九日 午前十一時から

